| 政令第 | (令第 号 | |
|-------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 4 + | 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を | 部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する |
| 76 | 政令 | |
| 内閣 | は、特許審査の迅速化等のための特許法等の一 | 部を改正する法律(平成十六年法律第七十九号)の施 |
| 行に伴い | ?に伴い、並びに特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百九十 | 一号)第百九十五条第二項、実用新案法(昭和三十四 |
| 年法律 | 年法律第百二十三号)第二条の二第一項、第四十八条 | 第四十八条の十六第六項、第四十九条第三項及び第五十四条第一 |
| 項 工 | 、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第 | 平成二年法律第三十号)第三十九条の三及び第三十九 |
| 条 の 十 | の十一において準用する同法第十九条の二第一項、 | 特許法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十 |
| 六号) | 附則第九条第四項並びに特許法等の一 | 部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号)附則第十八条 |
| の規定 | の規定に基づき、この政令を制定する。 | |
| (実 E | (実用新案法施行令の一部改正) | |
| 第 一 条 | | 号)の一部を次のように改正する。 |
| 第 | 第一条中「二ヨ・を「一ヨ・こ攻める。 | |

_ 月 そ -Ę にいるい

| | (持許法等関係手数料令の一部改正)第二条の表の上欄中「第四十八条の十第三項」 |
|----------|--|
| ~ | 第二条 特許法等関係手数料令 |
| | 第一条第二項中 |
| | 十九条の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。 |
| - | 千四百円を加えた額」 |
| _ | る特定登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告 |
| | 出願審査の請求をした特許出願であつて特許庁が |
| | き十三万四千九百円に一請求項につき三千二百円を加えた額」 |
| | 願」の下に「 |
| | 第二条第 |
| <u> </u> | 五条第二項」 |
| A= A= | 第二項若しくは同法第五十四条の二第五項」 |

| 第六条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下け、第二号の次に次の一号を加 |
|--|
| |
| 第三条 実用新案登録令(昭和三十五年政令第四十号)の一部を次のように改正する。 |
| (実用新案登録令の一部改正) |
| にあつては一件につき十二万三千七百円に一発明につき一万四千四百円を加えた額)」を加える。 |
| る特定登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告を提示して出願審査の請求をした特許出願 |
| 万八千円を加えた額」の下に「(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三に規定す |
| 作成した国際特許出願」の下に「であつて調査報告を提示しないで出願審査の請求をしたもの」を、「一 |
| にあつては一件につき十三万四千九百円に一請求項につき三千二百円を加えた額」を、「 国際調査報告を |
| いう。)を提示して出願審査の請求をした特許出願であつて特許庁が国際調査報告を作成しなかつたもの |
| 十九条の三に規定する特定登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告(以下「調査報告」と |
| 附則第三項中「二千四百円を加えた額」の下に「、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三 |
| 第二条の二第一項中「第五十四条第十項」を「第五十四条第八項」に改める。 |

| 許法第百五条」を削り、同表第五十条の二の項中欄及び下欄中「第十三条の三第四項」の下に「(第四十 | 許 法 |
|---|-------------|
| 表第十三条の三第四項の項中欄中「及び第百五条」及び「及び書類の提出」を削り、同項下欄中「、特 | 表 |
| r)の一部を次のように改正する。 | 号) |
| 1条 特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令(平成七年政令第二百五 | 第 五 条 |
| (特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令の一部改正) | (特 |
| 下に「及び第三十九条の十一」を加え、同条を第二条とする。 | 下に |
| 第三条を第五条とし、第二条の二を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の二中「第三十九条」の | 第 |
| のように改正する。 | のよ |
| I条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令(平成二年政令第二百五十八号)の一部を次 | 第 四 条 |
| (工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部改正) | Î |
| く特許出願がされた旨 | |
| 三 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づ | Ξ |

| (大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正に |
|--|
| 第一条第二項の表第一号から第四号まで及び第六号並びに附則第三項の規定は、なおその効力を有する。 |
| 」という。)を除く。)に係る手数料については、第五条の規定による改正前の特許法等関係手数料令 |
| り一部施行日前にしたものとみなされるもの(以下「一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願 |
| 第百二十一号)第四十四条第二項(同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定によ |
| 」という。)前にした特許出願(一部施行日以後にする特許出願であって、特許法(昭和三十四年法律 |
| 第二条 特許法等の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する一部施行日(以下単に「一部施行日 |
| (特許法等関係手数料令の一部改正に伴う経過措置) |
| 附則第二条を附則第四条とし、附則第一条の次に次の二条を加える。 |
| 第三百九十八号。以下「平成十五年改正政令」という。)の一部を次のように改正する。 |
| 第六条 特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十五年政令 |
| (特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正) |

| 第三条 | 特許法等の一部を改正する法律第七条の規定による改正前の大学等における技術に関する研究成 |
|--------|---|
| 果の | 果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号。以下「旧大学等技術移転促進 |
| 法 | という。) 第十二条第一項の認定を受けた者が一部施行日前に譲渡を受けた国立大学における技術 |
| に関 | 関する研究成果に係る国有の特許権若しくは実用新案権(以下「特許権等」という。)若しくは特許 |
| を受け | ける権利若しくは実用新案登録を受ける権利(一部施行日前にした特許出願(一部施行日前の特許 |
| 出願 | の分割等に係る特許出願を除く。)又は一部施行日前にした実用新案登録出願(一部施行日以後に |
| する | する実用新案登録出願であって、実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第十条第三項の規定又 |
| は同 | 同法第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第二項の規定により一部施行日前にしたもの |
| とみ | とみなされるものを除く。)に係るものに限る。以下「特許を受ける権利等」という。)又はその特許 |
| を 受 | を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき特許料若しくは登録料又は手数料につ |
| 5 | ては、第六条の規定による改正前の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促 |
| 進に | 進に関する法律施行令(以下「旧大学等技術移転促進法施行令」という。) 第三条から第六条までの規 |
| 定は、 | 、一部施行日以後においても、なおその効力を有する。 |

| 関する法律(以下「平成十六年改正特例法」という。)第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受け |
|--|
| する法律(平成十六年法律第七十九号)第四条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に |
| 第一条第二項中「第百九十五条第二項」の下に「(特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正 |
| 令第五条の規定による改正前の特許法等関係手数料令の一部を次のように改正する。 |
| 第七条(平成十五年改正政令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正政 |
| (平成十五年改正前の特許法等関係手数料令の一部改正) |
| 定は、一部施行日以後においても、なおその効力を有する。 |
| 許料若しくは登録料又は手数料については、旧大学等技術移転促進法施行令第三条から第六条までの規 |
| は特許を受ける権利等又はその特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき特 |
| 立行政法人における技術に関する研究成果に係る当該試験研究独立行政法人が保有する特許権等若しく |
| うとする民間事業者に対し移転する事業を行う者に限る。)が一部施行日前に譲渡を受けた試験研究独 |
| 以下単に「試験研究独立行政法人」という。)における技術に関する研究成果についてその活用を行お |
| 2 旧大学等技術移転促進法第十三条第一項の認定を受けた者(同項に規定する試験研究独立行政法人(|

| | (実田 | 1 この | (施行 | 附寸 | たもの」 | 「国際 | 報告を | 報告(| 特例注 | る場合 |
|--|---------------------|---|-------|----|------|--|--|--|---|--|
| 一条の現定し | 「新案法施」 | この政令は、 | 施行期日) | 則 | ごを加え | 際調査報告 | 報告を作成しな | (以下「調 | 第三十九名 | る場合を含む。 |
| り見官こよる女臣後り尾月沂案去徳宁永存一条り見官よ、こり攻ぐり徳宁後こする尾月沂案登录 | 実用新案法施行令の改正に伴う経過措置) | 平成十七年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日から施行する。 | | | ర్ | を作成した国際特許出願」の下に「であつて調査報告を提示しないで出願審査の請求をし | かつたものにあつては一件につき五万六百円に一請求項につき千二百円を加えた額」を、 | 査報告」という。)を提示して出願審査の請求をした特許出願であつて特許庁が国際調査 | 例法第三十九条の三に規定する特定登録調査機関が交付する平成十六年改正特例法第三十九条の二の調査 |)」を加え、同項の表第六号の項下欄中「四百円を加えた額」の下に「、平成十六年改正 |

に伴い、特定登録調査機関の登録の有効期間を定める等関係政令の規定を整備する必要があるからである。 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律及び裁判所法等の一部を改正する法律の施行

理

由